

国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会規則

〔 令和 2 年 7 月 3 0 日
規則 第 8 6 号 〕

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 1 6 年規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査事項）

第 2 条 委員会は、職員就業規則第 2 3 条第 1 項に規定する解雇についての審査を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は委員長及び委員をもって構成し、学長が必要と認める者をもって充てる。

（委員会）

第 4 条 学長は、解雇についての審査が必要となった場合、委員長及び委員を委嘱し、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

（議事）

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（手続）

第 6 条 委員会は、解雇についての審査を行うに当たって、次の各号に掲げる手続を経なければならない。

(1) 審査を受ける職員に対し、審査の事由を記載した説明書を交付し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。ただし、当該職員が、この機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(2) 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴すること。

2 委員会は、解雇の審査を行った場合、審査の結果を学長及び役員会に報告するものとする。

（守秘義務）

第7条 委員会構成員及びその他委員会に関わる者は、その任務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部人事労務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。